

公立小・中・高等学校における 土曜授業等に関する調査の結果について

1. 調査対象

全ての公立小学校，中学校（中等教育学校前期課程を含む）及び高等学校（中等教育学校後期課程を含む）並びに都道府県教育委員会，指定都市教育委員会及び市区町村教育委員会の平成25年7月1日現在の状況又は平成24年度実績

2. 主な調査項目

A. 学校における土曜授業に関すること

A-1. 教育委員会における土曜授業に関する基本方針等の策定状況

A-2. 土曜授業の実施状況

A-3. 今後の土曜授業の在り方等についての考え方

B. 土曜日等における希望者に対する学習等の機会の提供状況に関すること

B-1. 土曜日等における希望者に対する学習等の機会の提供状況

B-2. 土曜日等に学校や地域において希望者に対する多様な学習や体験活動の機会を提供するために必要な支援策

※ 本調査における「土曜授業」とは，児童生徒の代休日を設けずに土曜日・日曜日・祝日を活用して教育課程内の学校教育活動を行うものをいう。

3. 調査結果の概要

別紙

「公立小・中・高等学校における土曜授業等に関する調査」結果の概要

A. 学校における土曜授業に関すること

【A-1. 教育委員会における土曜授業に関する基本方針等の策定状況】（平成25年7月1日現在）

公立小・中学校について、土曜授業を実施する場合の基本方針や留意事項を示している教育委員会の数は、都道府県教育委員会で9、指定都市教育委員会で6、市区町村教育委員会で110。（詳細は別添1：P12参照）

また、公立高等学校について、土曜授業を実施する場合の基本方針や留意事項を示している教育委員会の数は、都道府県・指定都市教育委員会で9、市区町村教育委員会で2。

（詳細は別添2：P11参照）

【A-2. 土曜授業の実施状況】

1. 土曜授業を実施した学校数（平成24年度実績）

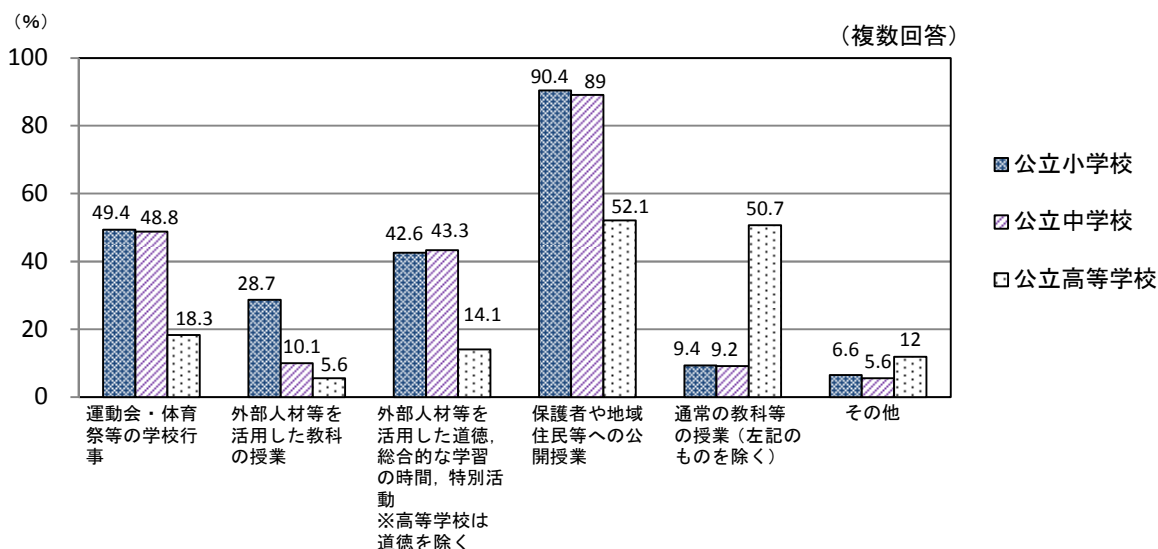
平成24年度において土曜授業を実施した学校は、公立小学校で1,801校（全体の8.8%）、公立中学校で966校（9.9%）、公立高等学校で142校（3.8%）。

（詳細は別添1：P14～15、別添2：P13参照）

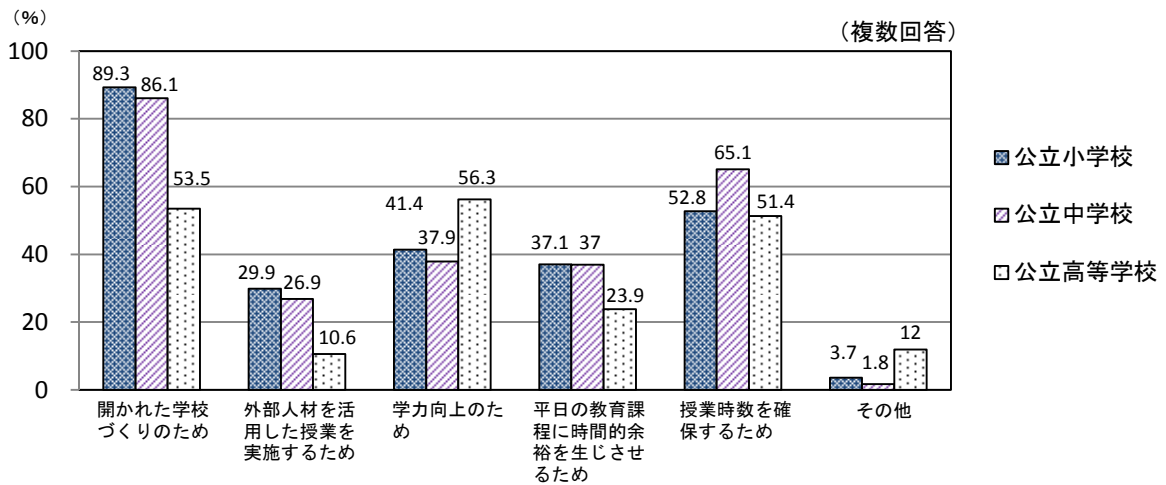
2. 土曜授業を実施した学校における実施回数（平成24年度実績）

	年に3回以下(学期に1回程度)	年に4～10回(月1回程度)	年に11～17回(月2回程度)	年に18回以上(左記以外)
公立小学校	50.5%	37.0%	12.2%	0.2%
公立中学校	43.2%	44.0%	11.7%	1.1%
公立高等学校	38.0%	9.2%	18.3%	34.5%

3. 土曜授業における教育活動の内容（平成24年度実績）



4. 土曜授業を行った理由（平成24年度実績）



【A-3. 今後の土曜授業の在り方等についての考え方】

1. 土曜授業を実施する必要性（平成25年7月1日現在）

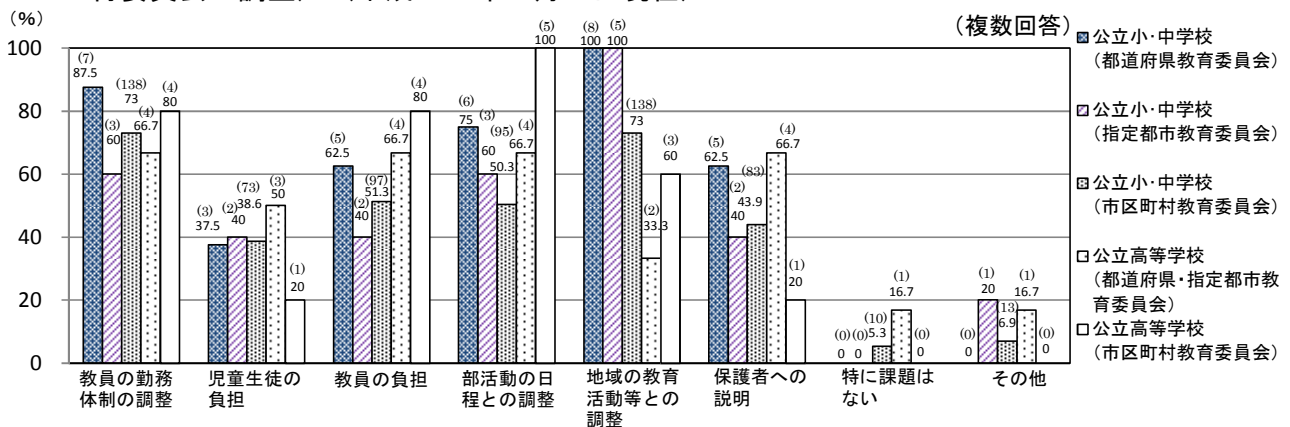
(1) 公立小・中学校

	土曜授業を実施する必要がある	土曜授業を実施する必要性はない	どちらともいえない
都道府県教育委員会	8 (17.0%)	0 (0.0%)	39 (83.0%)
指定都市教育委員会	5 (25.0%)	3 (15.0%)	12 (60.0%)
市区町村教育委員会	189 (10.9%)	528 (30.4%)	1,018 (58.7%)

(2) 公立高等学校

	土曜授業を実施する必要がある	土曜授業を実施する必要性はない	どちらともいえない
都道府県・指定都市教育委員会	6 (9.1%)	6 (9.1%)	54 (81.8%)
市区町村教育委員会	5 (5.6%)	20 (22.2%)	65 (72.2%)

2. 土曜授業を行う際の課題（上記「1」で「土曜授業を実施する必要がある」と回答した教育委員会に調査）（平成25年7月1日現在）



※上段の（ ）内の数字は回答した教育委員会の数

3. 土曜授業の望ましい実施方法（上記「1」で「土曜授業を実施する必要性がある」と回答した教育委員会に調査）（平成25年7月1日現在）

（1）公立小・中学校

	法令など国の方針に基づき、全国一律に実施すべき	地域の状況等に応じて、設置者の判断により実施すべき	その他
都道府県教育委員会	2 (25.0%)	5 (62.5%)	1 (12.5%)
指定都市教育委員会	0 (0.0%)	4 (80.0%)	1 (20.0%)
市区町村教育委員会	81 (42.9%)	105 (55.6%)	3 (1.6%)

（2）公立高等学校

	法令など国の方針に基づき、全国一律に実施すべき	地域の状況等に応じて、設置者の判断により実施すべき	その他
都道府県・指定都市教育委員会	1 (16.7%)	4 (66.7%)	1 (16.7%)
市区町村教育委員会	4 (80.0%)	1 (20.0%)	0 (0.0%)

4. 土曜授業の望ましい実施回数（上記「1」で「土曜授業を実施する必要性がある」と回答した教育委員会に調査）（平成25年7月1日現在）

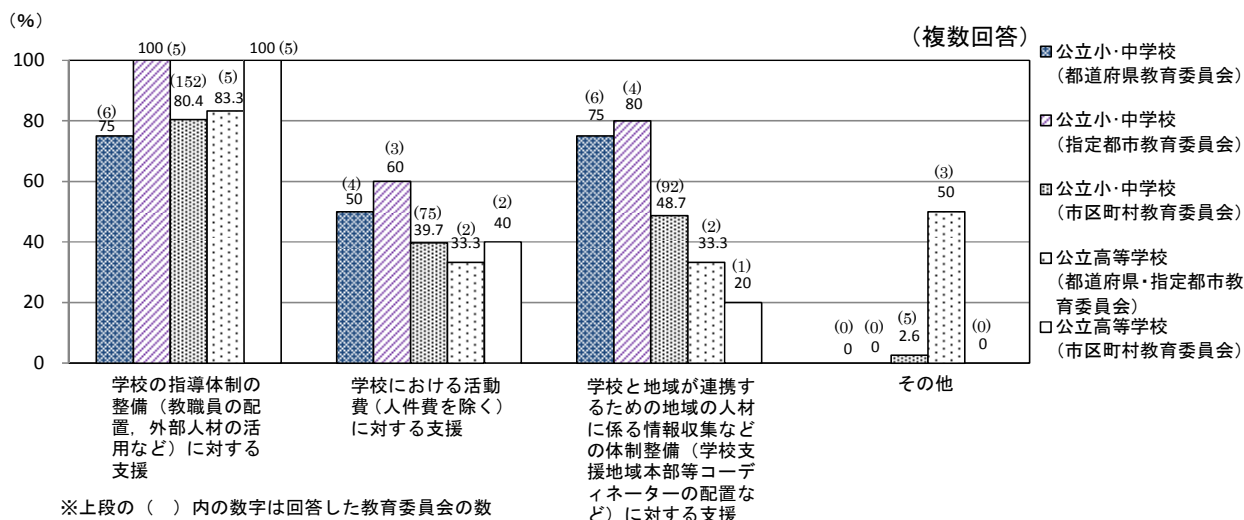
（1）公立小・中学校

	学期に1回程度	月に1回程度	月に2回程度	毎週
都道府県教育委員会	1 (14.3%)	1 (14.3%)	5 (71.4%)	0 (0.0%)
指定都市教育委員会	3 (60.0%)	2 (40.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
市区町村教育委員会	52 (27.5%)	81 (42.9%)	51 (27.0%)	5 (2.6%)

（2）公立高等学校

	学期に1回程度	月に1回程度	月に2回程度	毎週
都道府県・指定都市教育委員会	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6 (100.0%)	0 (0.0%)
市区町村教育委員会	1 (20.0%)	2 (40.0%)	2 (40.0%)	0 (0.0%)

5. 土曜授業を実施するために必要な支援策（上記「1」で「土曜授業を実施する必要性がある」と回答した教育委員会に調査）（平成25年7月1日現在）



B. 土曜日等における希望者に対する学習等の機会の提供状況に関すること

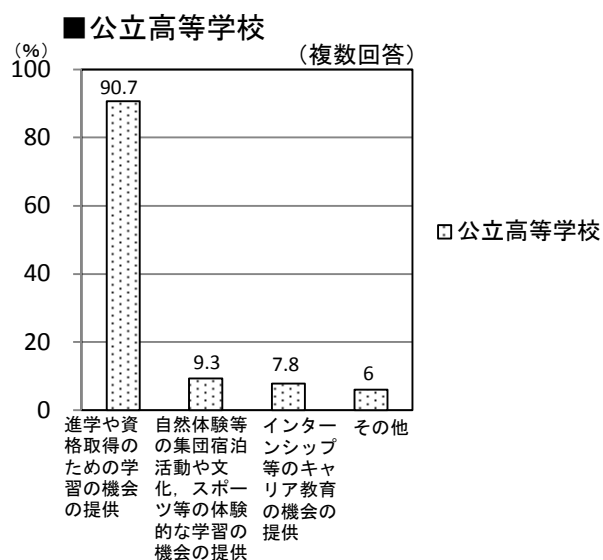
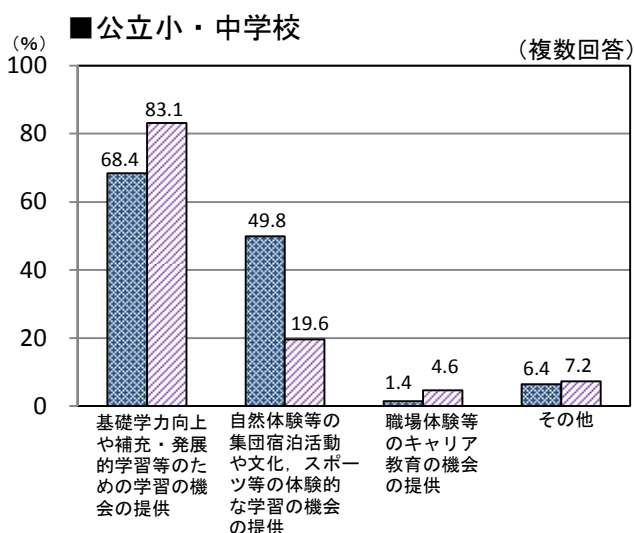
【B-1. 土曜日等における希望者に対する学習等の機会の提供状況】

1. 学校が主体となって実施している希望者に対する学習等の機会の提供状況 (平成24年度実績)

(1) 学習等の機会を提供した学校数

平成24年度において、学校が主体となって実施している希望者に対する学習等の機会を提供した公立小学校は全体の4.1%，公立中学校は7.8%，公立高等学校は49.0%。

(2) 学習等の機会の提供内容



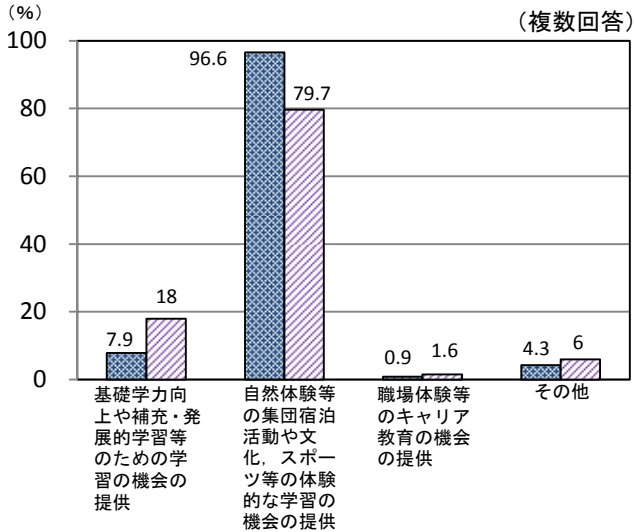
2. 学校が場所を提供し、教育委員会や保護者・地域住民等が主体となって実施している児童生徒に対する学習等の機会の提供状況 (平成24年度実績)

(1) 場所を提供している学校数

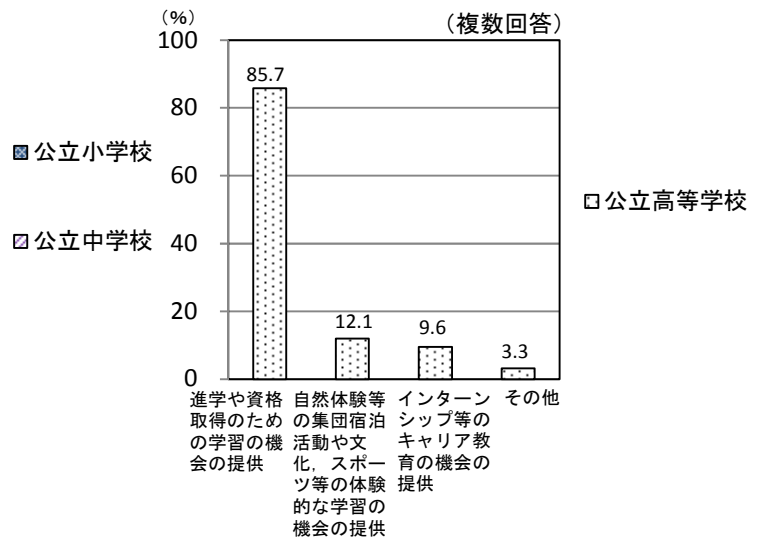
平成24年度において、教育委員会や保護者・地域住民等が主体となって実施している児童生徒に対する学習等の機会を提供する活動等に対して、場所を提供している公立小学校は全体の45.6%，公立中学校は17.2%，公立高等学校は31.0%。

(2) 学習等の機会の提供内容

■ 公立小・中学校



■ 公立高等学校



3. 公民館など学校以外の場所における児童生徒に対する学習等の機会の提供状況（平成24年度実績）

平成24年度において、教育委員会が主体となって、公民館など学校以外の場所において、小・中学生に対して学習等の機会を提供している都道府県・指定都市教育委員会は全体の43.3%、市区町村教育委員会は30.5%。

また、教育委員会が主体となって、公民館など学校以外の場所において、高校生に対して学習等の機会を提供している都道府県・指定都市教育委員会は全体の24.2%、市区町村教育委員会は12.2%。

【B-2. 土曜日等に学校や地域において希望者に対する多様な学習や体験活動の機会を提供するために必要な支援策】（平成25年7月1日現在）

